

三木市記者発表資料（令和4年12月7日発表）			
担当部課名	担当長	担当係	電話番号
教育振興部 学校教育課	課長 田中智美 (内線 3520)	学校指導係	0794-82-2000 (内線 3520)

タイトル
<b>三木市立緑が丘中学校で発生した転落事故に係る 損害賠償請求訴訟の判決後の対応について</b>
内容
<p>令和4年11月30日に判決言渡しのあった平成28年(ワ)第2430号損害賠償請求事件において、市に対し損害賠償等の支払いを命じた第1審の判決を不服とし、控訴します。</p> <p><b>1 事件の概要</b></p> <p>平成26年1月9日に三木市立緑が丘中学校で発生した転落事故について、中学校教諭らが生徒を適切に保護する注意義務等を怠った過失があるため、国家賠償法に基づき、あるいは在学関係に基づく安全配慮義務違反として、遺族が市に対し、約8,156万円の損害賠償金及び遅延損害金等を支払うよう求めるもの。</p> <p><b>2 第1審判決の要旨</b></p> <p>(1) 被告は、原告Aに対し、1961万8807円及びこれに対する平成26年1月9日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。</p> <p>(2) 被告は、原告Bに対し、110万円及びこれに対する平成26年1月9日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。</p> <p>(3) 原告らのその余の請求をいずれも棄却する。</p> <p>(4) 訴訟費用は、これを4分し、その1を被告の負担とし、その余を原告らの負担とする。</p> <p>(5) この判決は、第1項及び第2項に限り、仮に執行することができる。</p> <p><b>3 控訴の理由</b></p> <p>第1審の判決において、本件事故において教諭らに注意義務違反はないとする市の主張が認められなかったことから、さらに上級審の判断を仰ぐため。</p> <p><b>4 控訴の要旨</b></p> <p>(1) 原判決を取り消す。</p> <p>(2) 被控訴人らの請求をいずれも棄却する。</p> <p>(3) 訴訟費用は、第1審及び第2審とも被控訴人らの負担とする。</p> <p><b>5 今後の予定</b></p> <p>控訴期限である令和4年12月14日までに、判決の取消しを求め控訴するとともに、当該執行の停止の申立に係る手続きを行う。</p>